

横手都市計画区域（横手市）

1. 沿革と概況

平成17年10月に、横手市・平鹿町・十文字町・増田町・雄物川町・大森町・山内村・大雄村の1市5町2村が合併し、現在の横手市となった。

横手市は、秋田県の内陸南部、東の奥羽山脈と西の出羽山地に囲まれた横手盆地に位置しており、稲作を中心に果樹・野菜等の農業生産が盛んな地域である。

交通体系は秋田自動車道や湯沢横手道路等の高速道路網、国道13号や国道107号等の幹線道路網、JR奥羽本線やJR北上線の鉄道網が整備されている。

平成21年に横手市都市計画マスタープランを策定し、平成22年には、都市計画マスタープランの将来像や土地利用の方針等を実現する前提として、都市計画区域を市の平坦部一帯に拡大し、平成23年には、都市計画区域内の用途地域が定められていない土地の区域において「特定用途制限地域」を決定するなど、土地利用や建物立地の規制・誘導施策を実施している。

また、平成31年3月には、多核型のコンパクトシティ+ネットワークの実現と持続可能なまちづくりに向けて、横手市都市計画マスタープランの改定と併せ「立地適正化計画」を策定したが、頻発化・激甚化する自然災害への対応として、令和4年5月には立地適正化計画に防災指針を追加改定している。

中心市街地では、横手駅東口において、平成19年に平鹿総合病院が移転し、その跡地等を有効に利用する手段として市街地再開発事業（第一地区）を実施し、公共施設等の整備を行った。現在は、建物の老朽化が進む南側街区で市街地再開発事業（第二地区）を実施している。横手駅西口においては、現在、三枚橋地区土地区画整理事業が施行中である。

増田地区では、「内蔵のある町」として知られる歴史ある街なみが、平成25年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、保存地区とその周辺において、街なみ環境整備事業を実施し、令和2年3月に完了した。

1-1 面積・人口

令和4年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
69,280	82,667	28,018	77,905	391	11,205

(注) 人口集中地区 (D・I・D) は、令和2年国勢調査による。

2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S12. 7. 21 内務省告示第466号	3,797	旧横手市 (S12. 7. 21内務省告示第465号で法適用) の 全域
S26. 4. 1	7,031	旧横手市の全域
S26. 9. 7 建設省告示第830号	1,821	旧十文字町及び旧三重村の全域
S28. 6. 11 建設省告示第1061号	1,410	旧増田町の全域
S38. 3. 8 建設省告示第452号	6,262	旧平鹿町の全域
S44. 5. 20 建設省告示第2158号	2,081	旧横手市の一部
S44. 5. 20 建設省告示第2152号	491	旧十文字町の一部
S44. 5. 20 建設省告示第2143号	511	旧平鹿町の一部
S44. 5. 20 建設省告示第2146号	434	旧増田町の一部
S48. 12. 22 秋田県告示第717号	8,040	旧横手市の一部
S57. 5. 4 秋田県告示第373号	818	旧十文字町の一部
H22. 7. 23 秋田県告示第369号	28,018	横手市の一部

3. 地域地区

当初決定年月日：S43年 5月13日 建告示第1240号

3-1 用途地域

最終決定年月日：R 4年 3月29日 市告示第 59号

地域名	面積 (h a)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	202	12.1	50 60 80	30 40 50
第2種低層住居専用地域	4.7	0.3	60	40
第1種中高層住居専用地域	220	13.2	100 100 200	50 40 60
第2種中高層住居専用地域	53	3.2	200	60
第1種住居地域	410	24.5	200	60
第2種住居地域	137	8.2	200	60
近隣商業地域	123	7.3	200 300	80 80
商業地域	105	6.3	400	80
準工業地域	281	16.8	200	60
工業地域	17	1.0	200	60
工業専用地域	119	7.1	200	60
計	1,671.7	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

3-2 特定用途制限地域

種類	面積 (h a)	告示年月日及び番号	備考
都市近郊型地区	約 42	当初決定年月日：H23年12月14日 (横手市告示第164号) 最終決定年月日：R4年3月29日 (横手市告示第60号)	横手市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例
沿道拠点型地区	約 42		
地域拠点型地区	約 655		
田園保全型地区	約 25,427		
計	約 26,166		

3-3 高度利用地区

地区名	位置	面積 (h a)	容積率の最高限度及び最低限度	建築面積の最低限度	最終決定年月日及び告示番号
横手駅東口 高度利用地区	横手市 駅前地区他	3.6	Max 400% Min 100%	150m ²	R1. 11. 15 (H18. 5. 30) 市告示第190号
建ぺい率の最高限度					
80%(但し、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10%を加えた数値とする。)					

3-4 準防火地域

地域名	面積 (h a)	告示年月日
準防火地域	160.00	当初決定年月日：S43年 4月23日 市告示第1241号 最終決定年月日：R1年 11月15日 市告示第 192号

3-5 風致地区

風致地区名	最終決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	種別面積内訳		
			第1種地区 (ha)	第2種地区 (ha)	第3種地区 (ha)
城付風致地区	S43. 4. 23(S43. 4. 23) 建設省告示第1242号	93.1	93.0	—	0.1
愛宕山風致地区	S43. 4. 23(S43. 4. 23) 建設省告示第1242号	9.2	9.2	—	—
計	2地区	102.3	102.2	—	0.1

(注) () は当初決定日

3-6 伝統的建造物群保存地区

名称	面積(ha)	告示年月日及び番号
横手市増田伝統的建造物群保存地区	約10.6	当初決定年月日：H25年 7月 1日 市告示第179号 最終決定年月日：H25年 7月 1日 市告示第179号

4. 都市計画施設

4-1 都市計画道路

令和4年3月31日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
1・3・101	横手高速線	横手市外ノ目字 平鹿端	横手市婦気大堤字田 久保下・字堤下	23.5	—	3,610	H22. 7. 23(H 4. 1. 21) 秋田県告示第373号	3,610	100.0
3・3・101	杉沢八王寺 線	横手市安田字ブ ンナ沢	横手市安本字南御所 野・杉沢字中杉沢	28	4	6,070	H24. 4. 20(S43. 3. 30) 秋田県告示第223号	2,730	45.0
3・3・103	横手環状線	横手市安田字ブ ンナ沢	横手市安田字越 廻	25	2	5,800	H24. 4. 20(S25. 5. 20) 秋田県告示第223号	3,916	67.5
3・4・104	横手駅東線	横手市駅前町	横手市平和町	20	4	1,140	R4. 1. 4(S39. 3. 10) 横手市告示第4号	1,140	100.0
3・4・105	横手駅西線	横手市前郷字上 三枚橋	横手市婦気大堤 字谷地添	20	2	660	H24. 4. 20(S43. 3. 30) 秋田県告示第223号	176	26.7
3・4・106	横手中央線	横手市杉沢字中 杉沢	横手市安田原町	16	2	5,850	H24. 4. 20(S39. 3. 10) 秋田県告示第223号	2,310	39.5
3・4・107	八幡根岸線	横手市八幡字八 幡	横手市羽黒町	18	2	1,690	H24. 4. 20(S39. 3. 10) 横手市告示第129号	470	27.8
3・4・108	寿町上横山 線	横手市寿町	横手市横山町	16	2	1,200	R4. 1. 4(S25. 5. 20) 横手市告示第4号	1,200	100.0
3・4・109	八王寺桜沢 線	横手市安田字馬 場・ブンナ沢	横手市外ノ目字上桜 沢・字下桜沢	16	—	4,750	H22. 7. 23(S57. 7. 31) 秋田県告示第373号	1,150	24.2
3・5・112	西前郷線	横手市中央町	横手市前郷二番 町	12	2	760	H24. 4. 20(S54. 9. 6) 横手市告示第129号	451	59.3
3・3・102	堤安田線	横手市婦気大堤字田 久保下・字堤下	横手市安田字越 廻	28	—	1,290	H22. 7. 23(S57. 7. 31) 秋田県告示第373号	1,290	100.0
3・6・114	堤桜沢線	横手市婦気大堤 字田久保下	横手市外ノ目字上桜 沢・字下桜沢	11	2	2,830	H24. 4. 20(H 3. 3. 5) 秋田県告示第223号	2,830	100.0
3・6・115	横手駅西西 通り線	横手市条里二丁 目	横手市条里三丁 目	10	2	570	H24. 4. 20(H 4. 12. 7) 横手市告示第129号	570	100.0
3・5・113	中の橋通線	横手市四日町	横手市根岸町	12	2	290	H22. 7. 23(H11. 11. 10) 横手市告示第98号	290	100.0
7・6・101	羽黒清水沢 線	横手市羽黒町	横手市城南町	9	2	1,020	H24. 4. 20(S63. 10. 7) 横手市告示第129号	1,020	100.0
8・6・101	睦成1号線	横手市朝倉町	横手市大鳥町	10	—	1,130	H22. 7. 23(S55. 9. 18) 横手市告示第98号	1,130	100.0
8・6・102	横手町安田 線	横手市前郷字下 三枚橋	横手市横手町字 二ノ口	8	—	940	H22. 7. 23(H 9. 12. 9) 横手市告示第98号	940	100.0

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
8・6・103	横手条里跡線	横手市前郷字下三枚橋	横手市前郷字下三枚橋	8	—	330	H22. 7. 23(H 4. 12. 7) 横手市告示第98号	330	100.0
1・3・201	平鹿高速線	平鹿町醍醐字醍醐西	平鹿町醍醐字東萩ノ目	23.5	—	2,200	H22. 7. 23(H 4. 1. 21) 秋田県告示第373号	2,200	100.0
3・4・201	東町線	平鹿町浅舞字福田	平鹿町浅舞字蔭沼	16	2	930	H24. 4. 20(S40. 6. 2) 秋田県告示第223号	930	100.0
3・4・202	古本町線	平鹿町浅舞字古本町	平鹿町浅舞字館廻	16	2	920	H24. 4. 20(S40. 6. 2) 秋田県告示第223号	920	100.0
3・4・203	南町線	平鹿町浅舞字八幡小路	平鹿町浅舞字伊勢堂	16	2	1,340	H24. 4. 20(S40. 6. 2) 秋田県告示第223号	550	41.0
1・3・301	十文字高速線	十文字町佐賀会字中川原	十文字町梨木羽場字御休尻	23.5	—	4,010	H22. 7. 23(H 4. 1. 21) 秋田県告示第373号	4,010	100.0
3・3・301	新本町線	十文字町佐賀会字中川原	十文字町梨木羽場字村北	22.6	—	3,740	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 秋田県告示第373号	3,740	100.0
3・4・304	本町仁井田線	十文字町字本町	十文字町仁井田字段の下	16	2	1,460	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 秋田県告示第223号	1,260	86.3
3・5・306	十三合線	十文字町梨木西上	十文字町十五野新田字増田道東	12	2	1,620	H24. 4. 20(S27. 5. 7) 秋田県告示第223号	1,620	100.0
3・4・305	仁井田南八木線	十文字町佐賀会字上沖田	横手市増田町増田字月山西	20	2	3,160	H24. 4. 20(S42. 12. 23) 秋田県告示第223号	3,160	100.0
3・5・307	腕越線	十文字町腕越字佐吉開	十文字町腕越字石倉	12	2	990	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 横手市告示第129号	990	100.0
3・5・308	本町通線	十文字町佐賀会字石川原	十文字町梨木字村北	12	2	3,390	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 横手市告示第129号	1,930	56.9
3・6・309	曙町線	十文字町字通町	十文字町西原二番町	11	2	780	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 横手市告示第129号	521	66.8
3・6・310	北浦線	十文字町腕越字北浦	十文字町腕越字佐吉開	11	2	740	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 横手市告示第129号	185	25.0
3・6・312	十文字駅前通線	十文字町字通町	十文字町十五野新田字十文字下夕	12	2	700	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 横手市告示第129号	0	0.0
3・4・403	新水沢線	増田町増田字月山西	増田町増田字平鹿	16	2	1,640	H24. 4. 20(S30. 5. 12) 秋田県告示第223号	1,640	100.0
自専道計		3路線				9,820		9,820	100.0
幹線計		26路線				54,310		35,969	66.2
区画計		1路線				1,020		1,020	100.0
特殊ア計		3路線				2,400		2,400	100.0
計		33路線				67,550		49,209	72.8

※ () は当初年月日

4-2 都市計画公園・緑地

令和4年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・101	光明寺街区公園	横手市大水戸町・中央町	H22. 7. 23(S55. 11. 14) 横手市告示第98号	0. 41	0. 41
街区	2・2・102	花瑞木児童公園	横手市前郷一番町	H22. 7. 23(S55. 11. 14) 横手市告示第98号	0. 29	0. 29
街区	2・2・103	三井寺児童公園	横手市南町	H22. 7. 23(S56. 12. 22) 横手市告示第98号	0. 30	0. 30
街区	2・2・104	横手駅南児童公園	横手市駅南一丁目	H22. 7. 23(H 2. 3. 8) 横手市告示第98号	0. 39	0. 39
街区	2・2・105	本郷第一公園	横手市旭川一丁目	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 横手市告示第98号	0. 60	0. 60
街区	2・2・106	本郷第二公園	横手市旭川二丁目	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 横手市告示第98号	0. 30	0. 30
街区	2・2・107	水上児童公園	横手市平和町	H22. 7. 23(S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 21	0. 21
街区	2・2・108	清川児童公園	横手市清川町	H22. 7. 23(S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 16	0. 16
街区	2・2・109	追廻第一児童公園	横手市追廻三丁目	H22. 7. 23(S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 35	0. 35
街区	2・2・110	追廻第二児童公園	横手市追廻一丁目	H22. 7. 23(S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 24	0. 24
街区	2・2・111	西山児童公園	横手市朝日が丘三丁目	H22. 7. 23(S55. 1. 26) 横手市告示第98号	0. 15	0. 15
街区	2・2・112	荒沼児童公園	横手市朝日が丘二丁目	H22. 7. 23(S55. 1. 26) 横手市告示第98号	0. 24	0. 10
近隣	3・3・101	八王寺公園	横手市安田字柳堤	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 横手市告示第98号	2. 80	1. 80
地区	4・4・101	七日市公園	横手市睦成字七日市・睦成字鶴巻	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 横手市告示第98号	7. 20	5. 20
地区	4・4・102	記念公園	横手市南町	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 横手市告示第98号	5. 10	3. 70
地区	4・5・103	大鳥公園	横手市大鳥町・新坂町	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 秋田県告示第373号	10. 20	9. 80
総合	5・6・101	横手公園	横手市睦成字城付ほか	H22. 7. 23(S43. 4. 23) 秋田県告示第373号	62. 20	38. 90
総合	5・6・102	赤坂総合公園	横手市赤坂字郷土館ほか	H22. 7. 23(S63. 3. 15) 秋田県告示第373号	61. 40	34. 40
地区	4・4・202	浅舞公園	横手市平鹿町浅舞字蔭沼、字上蔭沼	H23. 3. 1(S48. 9. 25) 横手市告示第21号	5. 40	5. 10
地区	4・4・201	十五野公園	平鹿町浅舞字十六石野、字道川南、字一関向	H22. 7. 23(S63. 7. 12) 横手市告示第98号	9. 20	4. 20
街区	2・2・301	西原児童公園	十文字町西原二番町	H22. 7. 23(S43. 7. 17) 横手市告示第98号	0. 16	0. 16
街区	2・2・302	腕越児童公園	十文字町腕越字山道端	H22. 7. 23(S50. 8. 19) 横手市告示第98号	0. 15	0. 15
街区	2・2・303	十文字中央団地児童公園	十文字町梨木羽場字羽場下	H22. 7. 23(S60. 2. 27) 横手市告示第98号	0. 20	0. 20
近隣	3・3・301	梨木公園	横手市十文字町西原二番町	H23. 3. 1(S60. 3. 1) 横手市告示第21号	2. 10	2. 10
街区	2・2・401	中央児童公園	増田町増田字土肥館	H22. 7. 23(S50. 2. 24) 横手市告示第98号	0. 24	0. 24
総合	5・6・401	真人公園	増田町増田字真人山ほか	H22. 7. 23(S42. 11. 15) 秋田県告示第373号	104. 7	5. 46

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区公園計		16か所			4.39	4.25
近隣公園計		2か所			4.90	3.90
地区公園計		5か所			37.10	28.00
総合公園計		3か所			228.30	78.76
小計		26か所			274.69	114.91
墓園	101	前郷墓園	横手市前郷字元山ほか	H22. 7.23(S47. 6.20) 秋田県告示第373号	14.9	4.5
墓園	301	十文字墓園	十文字町梨木羽場字堤の上	H22. 7.23(S51. 5.25) 横手市告示第98号	2.30	0.67
小計		2か所			17.20	5.17
合計		28か所			291.89	120.08

※（ ）は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 西河畔公園 3.30ha 2. 旭公園 1.40ha 3. 金沢公園 0.90ha
4. 条里跡広場 0.50ha 5. 境町健康広場 1.20ha 6. 堤公園 0.40ha
7. 西ヶ坂史跡公園 1.10ha 8. 木陰沼公園 2.00ha
9. 柳田運動広場 0.60ha 10. 梅ノ木街区公園 0.42ha
11. 二ノ口公園 0.37ha 12. 平安の風わたる公園 1.40ha
13. 下飛瀬公園 0.35ha 14. 下三枚橋公園 0.24ha
15. 八萩公園 0.36ha 16. 宝竜公園 0.25ha
17. 雄物川中央公園 3.80ha 18. 雄物川河川公園 6.40ha
19. 鶴ヶ池公園 5.10ha 20. 大森公園 28.30ha
21. 三枚橋1号街区公園 0.30ha 22. 三枚橋2号街区公園 0.38ha

4-3 公共下水道

当初決定年月日：S58年 9月13日 市告示第 19号

最終決定年月日：H30年 1月12日 市告示第 3号

下水道名	排水区域	幹線管渠延長 (m)	処理場	ポンプ場箇所 及び面積	供用 (ha)
横手市公共下水道	2,076	—	秋田湾雄物川流域下水道（横手 処理区）に接続 山内浄化センター 約9,700㎡	—	1,918.78

4-4 ごみ焼却場

当初決定年月日：S50年10月11日 町告示第28号

最終決定年月日：H30年 1月12日 市告示第 2号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
東部環境保全センター	横手市睦成字七日市	2.40	準連続燃焼式	145t/16hr 焼却炉4基	2.40

4-5 ごみ処理場

当初決定年月日：H24年 9月11日 市告示第194号
 最終決定年月日：H24年 9月11日 市告示第194号

番号	処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積
1	クリーンプラザ よこて	横手市柳田字中村 の一部及び横手市 柳田字久右エ門沼 新田	約9.1	ストーカ式焼却炉	可燃ごみ 95t/日 資源・不燃・粗ご み 30t/日	約9.1

4-6 火葬場

当初決定年月日：S53年 6月26日 市告示第12号
 最終決定年月日：H22年 7月23日 市告示第98号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (ha)	備考
東部火葬場	横手市前郷字元判場	1.52	3基	1.52	

4-7 自動車ターミナル

当初決定年月日：S51年 9月 6日 市告示第18号
 最終決定年月日：S51年 9月 6日 市告示第18号

ターミナル名	位置	決定面積 (ha)	備考
秋田県南トラック事業協同組合 自動車ターミナル	横手市杉沢字中杉沢	1.32	4バース専用

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

令和4年3月31日現在

区域 地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (ha)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
平城	2.7	S37.12.13(S30.11.25) 建設省告示第3111号	S31.3.9	横手市	2.7	S45.3.31	旧都市計画法 第12条による
本郷	44.1	S53.11.4(S38.3.8) 秋田県告示第798号	S40.1.30	横手市	29.9	S53.3.30	(本郷第一)
			S49.4.8	横手市	7.1	S56.3.31	(本郷第二)
			S53.9.21	横手市	6.0	S58.1.10	(本郷第三)
駅前	22.1	S55.11.11(S45.6.2) 秋田県告示第901号	S47.1.29	横手市	22.1	H3.4.26	
朝日ヶ丘	13.1	S48.6.25 横手市告示第3号	S48.12.4	組合	13.1	S54.3.10	
追廻	19.3	S49.6.14 横手市告示第6号	S50.2.1	組合	19.3	S54.3.8	
南町	10.0	S56.12.22(S55.9.8) 横手市告示第6号	S55.12.19	横手市	10.0	S62.7.3	
中央第一	15.7	S58.6.22 横手市告示第15号	S58.11.22	横手市	15.7	H11.12.10	
中央第二	13.6	S55.11.14 横手市告示第26号	S57.11.30	横手市	13.6	H18.4.14	
駅南	12.1	S58.2.14 横手市告示第3号	S58.6.20	横手市	12.1	H4.10.27	
安田	10.4	S63.7.19 横手市告示第9号	H1.3.29	横手市	10.4	H14.7.26	
清水沢	7.6	S63.10.7 横手市告示第14号	S63.2.23	組合	7.6	H7.12.15	
駅西	32.0	H4.12.8 秋田県告示第821号	H5.6.15	横手市	32.0	H23.7.22	
八幡	—	—	S52.11.5	個人	9.4	S54.3.10	
朝日ヶ丘第三	—	—	S58.12.6	個人	3.9	S59.9.28	
桜沢	—	—	H3.4.2	個人	5.9	H5.3.26	
第二桜沢	—	—	H6.6.3	個人	1.2	H6.12.6	
八王寺	—	—	H7.7.28	個人	1.5	H9.1.21	
向田	—	—	H8.5.29	個人	10.7	H10.2.20	
三枚橋	22.9	H9.3.7 秋田県告示第141号	H9.8.1	横手市	22.9	施行中	
館ノ下	—	—	H9.12.19	個人	2.8	H17.3.1	
中田	—	—	H10.3.17	個人	7.4	H20.4.4	
西原	13.40	H22.7.23(S36.3.25) 横手市告示第98号	S36.10.10	十文字町	14.9	S41.3.12	
八萩工業団地	—	—	H2.7.13	個人	2.3	H3.11.1	
八萩工業第2	—	—	H4.8.18	個人	4.0	H5.11.10	

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
八萩工業第3	—	—	H9.12.5	個人	0.7	H10.10.6	
中央団地	—	—	H4.9.8	個人	2.2	H5.8.2	
宝龍団地	—	—	H9.6.10	個人	5.9	H12.9.26	
高齢者 福祉団地	—	—	H2.9.25	個人	2.1	H6.5.6	
文化教育 ゾーン	—	—	H3.4.5	個人	5.1	H4.2.18	
計	239.0		31地区		304.5		

※ () は当初決定年月日

5-2 市街地再開発事業

事業名	施行 主体	施行 区域 面積 (ha)	建築 敷地 面積 (m2)	建蔽 率限 度	容積 率限 度	高さの 限度	主要用途	最終都市計画決 定年月日・番号	工事完了 公告日 (最終)
横手駅東口第一 地区第一種市街 地再開発事業	再開発 組合	2.1	14,300	8/10	40/10		公共施設、 商業施設、 住宅	H20. 1. 7 (H18. 5. 30) 市告示第1号	H23. 3. 1
横手駅東口第二 地区第一種市街 地再開発事業	再開発 組合	1.7	11,300	8/10	40/10		公益施設、事 務所、ホテル、 商業施 設、住宅、駐 車場	R1. 11.15 (R1. 11.15) 市告示第189号	

6. 地区計画

令和4年3月31日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整 備計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等 に関する事項
羽黒町・上内 町地区計画	横手市羽黒町 の一部及び上 内町の一部	約13.6	S62. 4. 6 市告示 第7号	自然環境にめぐ まれ、伝統的な たたずまいをも つ住宅地を 将来にわたっ て担保する	未策定	—	未定
朝日が丘 地区計画	横手市朝日が 丘二丁目の一 部	約1.0	S63. 7. 23 市告示 第10号	閑静な低層住 宅として良好 な町並形成	策定 (1.0ha)	—	用途、敷地 面積、壁面 位置、意匠、 かき、さく